

## 議案第 29 号

甲府市市民会館条例を廃止する条例制定について  
甲府市市民会館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市民会館条例を廃止する条例  
甲府市市民会館条例（昭和 37 年 7 月条例第 27 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 43 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号から第 28 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

### 提案理由

市民会館を廃止するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。